

ESTJンド オクリンクプラス _{利用マニュアル}



ミライシードお問い合わせ窓口 ^{™L} 0120-301-013 受付時間平日9:00-17:00(お盆期間、年末年始を除く)

▼ ミライシードの操作や活用についての情報をご確認いただけます。



https://bso.benesse.ne.jp/miraiseed/fansite/

はじめに	3
オクリンクプラスとは	3
● この冊子の流れ	6

1 授業の前に 7 1. 授業の基本 8 2. 先生 授業前の準備 9 3. 子ども 子どものログイン 20

2 授業で使う — 個人で思考(「マイボード」を使う) 23

1.	「マイボード」とは	24
2.	カードをつくる	26
3.	考えをまとめる	43
4.	カードを送り合う	49
5.	先生に提出する	52

3 授業で使う —みんなで思考(「みんなのボード」を使う) — 61

1.	「みんなのボード」とは	62
2.	先生 制御の設定	<mark>64</mark>
3.	共同編集	67
4.	コメント、リアクション	76
5.	集計	78

4 授業の後に

1.	授業後にできること	90
2.	<u>先生</u> 〕提出物へのフィードバックと返却	91
3.	子ども 宿題に取り組む	98
4.	カードの保存	99
5.	カードやBOXの整理	100
6.	<u>先生</u>)他の学校にカードを送る(共有コード)	106
7.	<u>子ども</u> 自主学習に使う	109

89

110

5年度の終わりに

1.	新年度での子どものBOX	111
2.	過去年度の授業	112

6 著作権について 109



目次

本マニュアルに掲載されている画面写真は2025年3月時点のもので、予告なく変更される可能性があります。 また、ネットワークや端末の動作環境については「インストールマニュアル」をご参照ください。

オクリンクプラスとは

シンプルな機能と直観的な操作性で圧倒的な「使いやすさ」を実現。

他者の考えに触れながら自分の思考を深め、考えの筋道を立てて表現する力を養います。

シーンによって使い分けられる2つのボード「マイボード」と「みんなのボード」をご用意しました。



「マイボード」で個人で思考する



カードを送り合う

カードはユーザー相互に送れます。送られたカードは、自分のボード上で編集したり、自分の作ったカードとつなげたり自由に 使えます。考えやアイデアを他者とシェアしながら、自分の考えを深めていけます。



「みんなのボード」でみんなで思考する

協働学習は「みんなのボード」で。カードを共同編集できるだけでなく、お互いにコメントを送ることも できます。アイデアや考えを出し合ったり、集計機能でみんなの意見を可視化したり、さまざまな協働的 な学びが可能です。



業の後に

年度の終わりに 🔪 6 著作権

6 著作権について





新年度の前に実施しておくべき操作について説明しています。



授業の前に

1	授業の基本	p.8
2	先生授業前の準備	р.9
3		o.20



「マイボード」や「みんなのボード」で作成した**カードを提出**できる場所です。 子どもの提出物の一覧表示します(非表示に設定も可)。 他の子どもの提出物をみんなで見ることで学びを深めたり、先生によるコメン トや評価を入力したりできます。

提出BOX



提出物や提出者氏名の表示可否などは、 「提出BOXの設定」で操作できます。 → p.53

Jim

「みんなのボード」に 関する機能制限などは、 「授業設定」で

操作できます。 → p.14

カードBOX

Jh

操作できます。

→ p.13

「**カードBOX**」は授業を横断して使える保存 フォルダです。

- 「マイボード」「みんなのボード」「提出BOX」はその授業の固有のものですが、「カードBOX」はその授業に限らずすべての授業に共通で利用できます。
- 次の授業で使いたいカードの保存や、授業のまとめのカード を成果物として保存するときなどに利用できます。
- より詳しい説明はp.42を参照してください。

その授業における「カードの取り出し・保存」の制御は、 「授業設定」で操作できます。 → p.13





子どもがその授業に参加するには、先生があらかじめ「時間割」に授業を作成する必要があります。

- 1. ログイン
- 2. 授業の作成と、制御設定
- 3. 授業の複製・変更・削除・移動

ログイン ミライシードにログインし、オクリンクプラスを起動します。 7 ミライシード(先 ミライシード(子 ミライシードをタップ -1 ども) 🔓 ログイン画面 IDとパスワードを入力し [ログイン] をタップ ID パスワード ⑦ パスワードを忘れた人はこちら □ IDを保存する [オクリンクプラス]をタップ・ S ふりかえり 「「」 話し合い トレーニング 先生用オクリンクプラスホーム 画面(時間割)が表示されます。 ≡ 1 0 2 時間割 担当授業 クラス別 3月25日(月)~3月29日(金) 📀 表示切替 カードBOX 25日(月) 26日(火) 27日(水) 28日(木) 29日(金) 「年度更新をしてください」の」 算数 2024年 授業 かけ第2 + メッセージが表示される場合 2年1組 2年1組 体育 下図のメッセージが表示される場合は、 2 くらべてみよう てつぼう 御校の管理者の先生にお問い合わせくだ 2年1組 2年1組 道德 さい。 2024年3月26日2時間日 の投棄 2年1編 2024年3月 の授業 2年1組 + 日本のです。 算数 かけ算



人で思考 3

6 著作権について





OFFにすると、その授業での子どもの操作をすべて禁止できます。子どもに黒板や教科書へ注目させたいときなどに ご利用ください。





- 子ども同士および子どもから先生に対するカード送信の可否を設定できます。
- 「可能」のままにしておくと、授業が終わった後にも、子どもがその授業のボードでカードを送り合えます。
 授業後にカードの送り合いを制限する場合は、授業が終わったら「不可能」に設定を変更してください。



1 「カードの並べ替え」を設定 -

「みんなのボード」のクイックメニューにおける、子どもの「カードの並べ替え」の表示可否を設定できます。

		▼ みんなのホート	
	ー クイックメニュー		
カードの 並べ替え	参加人数 1人 カード枚数 2枚 自由配置 名前表示 表示		
	子どもの操作制限		
	画面操作 可能		
	カードの 送り合い 不可能		Ē
	カードの リアクション ^{可能}		



「カードのリアクション」を設定・

1 授業の前に

子どもからのコメントおよびリアクションの可否を設定できます。



美-個人で思考 3

なで思考 🔪 4 授業の後

15	「集計機能の利用」を設定	Г			
	「みんなのボード」集計機能(p.78)における、 子どもの利用可否を設定できます。		0 0 0		
16	「集計用ピンの種類追加・削除」を設定 ――	みん	なのボード・カードの閲覧が可能(?)		
	「みんなのボード」集計機能(p.78)の「ピ ン」における、子どもの編集可否を設定できま す	ъ	んなのボード・カードの編集 ②	🧿 可能 🔵	不可能
	▼ ピン	л 9	ードのリアクション リアクションボタンの押下とコメントを制限する機能です。	🧿 可能 🔵	不可能
		*	計機能の利用	🧿 可能 🔵	不可能
			計用ピンの種類追加・削除 🕐	🧿 可能 🦳	不可能
		ی ر	の選択を権限/制限のデフォルト設定として保存す:	3 (?)	
			ಕ್ಷಿಕ	作成す	3
			 この選択で権限/制限の自	分 の	
			デフォルト設定を上書きす チェックを入れると、設定内容を「自 フォルト設定」として保存しておけま	る 分のデ す	
			保存した設定は、次回の授業設定時に した自分のデフォルト設定を反映」で きます。)。 <mark>[保存</mark> 利用で	
			権限/制限設定	設定を反映	
			先生が現果画面を除いてないときの子どもの操作 ⑦ (●) 可能 () 画面操作が可能 ⑦	不可能	
			 カードBOXの保存・取り出し(じぶんBOXを除く) ⑦ ・ 可能 カードの送り合い ・ 可能 	不可能	
U	設定し終わったら、 [作成する] をタップ ―				

6 著作権について

3 授業の複製・変更・削除・移動

授業を複製するとき

以前と同じ設定で行いたいときやマイボードを再利用したいときに、授業を複製できます。 ※みんなのボードについては複製されず新規ボードとなります。



授業の設定を**変更**するとき







1 授業の前に

-個人で思考 3 採

みんなで思考 🔪 4 授業の後



1 授業の前に

美-個人で思考 3 授





先生が授業を作成したら、ミライシードにログインし、オクリンクプラスを起動します。



固人で思考 3 授業









1	「マイボード」とは	p.24
2	カードをつくる	p.26
3	考えをまとめる	p.43
4	カードを送り合う	p.49
5	先生に提出する	p.52

「マイボード」とは

「マイボード」は**その子どもだけのプライベートなボード**です。他の子どもからは見えません。ボード 上にさまざまなカードを作成し、発想を広げたり考えをまとめたりできます。

ボードは例えるなら巨大な模造紙、カードはその上に乗せる画用紙のようなものです。

ペンで手書きするなど紙感覚で使えるだけでなく、動画や音声などデジタルならではの表現もできます。



他の人にカードをシェア

自分のカードを他の子どもや先生に送信してシェアできます。先生 から子どもにヒントを送るときなどにもご利用ください。



先生に提出

作成したカードやストーリーを先生に成果物として「提出BOX」に 提出できます。「提出BOX」ではみんなの提出物が表示されるので、 子ども同士の学び合いにもつながります。







2 カードをつくる

「ボード」に複数のカードを作成できます。

「カード」には、テキスト、図形、画像、動画や音声ファイル、PDFファイルなど多彩な「アイテム」 を配置し、子どものさまざまなアイデアや考えを表現できるようになっています。



基本の操作

新しいカードの作成



3 授業-みんなで思考 4

+ 🔪 4 授業の後に

カード編集画面の見方



ツールバーを使ってカード上に様々なアイテムを作成します。

思考 4 授業の後に



A アイテムツールバー

重なり順の調整とアイテムの固定(ロック)を操作できます。※アイテムの種類によって、他のツールも表示されることがあります。









6 著作権について

2 カードヘアイテムを配置する

カード上には、子どものアイデアや考えをアウトプットするためのさまざまな「アイテム」を配置できます。





2 授業-個人で思考

人で思考 3 授業-み

なんなで思考 🔪 🤙 授業の

م **テキスト**を入力する

通常のテキスト(カードの作成者以外でも編集可能なテキスト)の配置のほか、読み取り専用のテキスト(カードの作成者と先生以外は編集できないテキスト)も作成できます。読み取り専用テキストは、「みんなのボード」で他の子どもに編集されたくないテキストや、集計(p.78)の対象外としたいときに利用します。







• 30px



選択した図形・線が配置されます。

配置したアイテムは複製や削除、回転など基本の操作(p.28)に加え、下記の操作ができます。





撮影した画像・動画が配置されます。

配置したアイテムは複製や削除、回転など基本の操作(p.28)に加え、下記の操作ができます。


4 授業の後に

6 著作権について





配置したアイテムは複製や削除、回転など基本の操作(p.28)ができます。「その他ファイル」については基本の操作に加え、下記の操作ができます。



じめり	: 1 授業の前に	2 授業-個人で思考	3 授業-みんなで思考	4 授業の後に	5 年度の終わりに	6 著作権につい
	🕞 Webリンク	を配置する				
	Webリンクをカードに	配置できます。			1000. 048	# 00
	1 [挿入] をタップ					
					- 5 / 2 2 €	
			_ e⊃ ≔ (¢	C) 🌐 70	%∨ 5 ∂	
	2 [Webリンク] を	タップ ―――				
	3 表示テキストとU	RLを入力 ――				
	表示	テテキスト	ht	tps://miraisee	ed.ne.jp	自加
	👍 [追加] をタップ					

選択したWebリンクが配置されます。アイテムをタップし、 [URLを開く] をタップすると、Webブラウザでその URLのページを表示します。



配置したアイテムは複製や削除、回転など基本の操作(p.28)に加え、下記の操作ができます。

アイテムをタップすると、 Webリンク用 のアイテムツールバーが表示されます。				
重なり順 ロック アイテムメニュー (複製、コピー、削除) 編集 ■ ご ・・・				
表示テキスト名表示テキスト名表示テキ··· 「URLを開く A カード上に配置されたアイテム				
<mark>編集</mark> [編集] をタップすると、表示テキストやURLを編集できます。				
表示テキスト表示テキスト https://miraiseed.ne.jp 保存する				



選択したWebサイトのスクリーンショットかカートに配置されます。 アイテムをタップし、[URLを開く]をタップすると、WebブラウザでそのURLのページを表示します。



2 授業-個人で思考 3 #

らんなで思考 🔪 4 授業



で思考 3 授業-み

-みんなで思考 🔪 4 授業

「カードBOX」とは 授業に依存せず、共通で利用可 「カードBOX」は授業を横断して 保存 保存 カード 利用できるBOXです。 BOX • 「マイボード」「みんなのボード」「提出BOX」は 取り出し 取り出し その授業の固有のものですが、「カードBOX」はそ そ 授業A 授業B そ の授業に限らずすべての授業に共通で利用できます。 Ø Ø みんなの ボード みんなの 次の授業で使いたいカードの保存や、授業のまとめ 授業に固 授 マイ ボード マイ ボード ボード (業に のカードを成果物として保存するときなどに利用で 提出BOX 提出BOX きます。 固 有 有 「カードBOX」の構成 「カードBOX」には「学校BOX」「学年BOX」などの共有BOXと、自分 子ども 先生 だけのプライベートな「じぶんBOX」があります。 1年1組に所属 1年1組に所属 学校BOX 共有 学校BOX 学校BOX その学校に所属する先生・子どもの共有BOXです。 学年BOX その学年に所属する先生・子どもの共有BOXです。学年 先生・子ども共涌 ごとにBOXがあります。 1年BOX 1年BOX 共有 【子ども】自分の学年のBOXのみ閲覧/操作できます。 【先生】自分の所属学年に関わらず、全学年のBOXを閲 覧/操作できます。 クラスBOX そのクラスを担当する先生・そのクラスに所属する子ど もの共有BOXです。クラスごとにBOXがあります。 1年1組 1年1組 BOX BOX 【子ども】自分のクラスのBOXのみ閲覧/操作できます。 【先生】自分の担当クラスに関わらず、全クラスのBOX を閲覧/操作できます。 本 じぶんBOX 人 じぶんBOX じぶんBOX の 自分だけのプライベートなBOXです。 他の先生・子どもは閲覧できません。 先生の 先生BOX 先生BOX その学校に所属する先生の共有BOXです。 子どもは閲覧できません。 Sh 制限可 子どもの「じぶんBOX」以外からのカード保存・取り出しを禁止できます。→p.13 →「カードBOX」には、カードを保存したり、BOXを追加したりできます。 →**p.100**

3 授業-みんなで思考 4 授業の後に 5 年度の終わりに 6 著作権について



作成したカードを使って、試行錯誤しながら考えをまとめます。

- →「マイボード」の基本操作…このページ下▼
- → カードを「マイボード | 上で整理する …p.45
- →「ストーリー」をつくる…p.48

「マイボード」の基本操作

カードの編集画面から〔前にもどる〕で「マイボード」に戻ります。





* 3 授業-みんかで思

みんなで思考 4 授業の





ペン、蛍光ペン、消しゴム

- カードのペン、蛍光ペンと同様に、ボー ド上に手書きで書き込みができます。
- ボードメニューのペン、蛍光ペンは、 ボードの背景として描画されます。 (カードの上には書き込めません。)
- 消しゴムもカードと同様に、ペンおよび 蛍光ペンの描画を一部またはすべて削除 できます。



Ø

2 カードをボード上で整理する

さまざまな方法で整理できます。



カードの移動

カードはドラッグ&ドロップで移動できます。





	1 授業の前に	2 授業-個人で思考	3 授業-みんなで思考	4 授業の後に	5 年度の終わりに	6 著作
L						
カートの削除						
			٠	mcters 1年1組 - 2024年3月11日1時間目の授	ž	
1	カードをごみ箱に	ドラッグ&ドロッ	ップ 『	#=K) みんなのガード (数280X)		
					6/ L Z"	
				/	Z	
2	「削除]をタップ-		Ĭ	đ		
				削除しますか?		
		ップすると、カード - 戸井ま井/	は <mark>完全に</mark>	削除したカードは元にもどすことができ	rātu ho	
		_戻せよせん <mark>。</mark>			もどる 前除	
1						•••••
	カードメニューの)[削除]からも同	同様に削除できます	+ mickis 1418 - 2024年3月11日	時鮮白の使業	۵ ۵
	カードをタップし、 の「…]>「削除]	カード上に表示され を選択	.る異カードメニュー		# #	
					りん こ ¹¹ 複製	13
					·····································	
				~	50 000 100% × 50	-



タグ

「めあて」「まとめ」「ふりかえり」「黒板」の4つのタグをカードに設定できます。 目的ごとにタグを設定しておくことで、カードを整理しやすくなります。



1カードをタップ

カードの上にカードメニューが表示されます。



2 授業-個人で思考 3 授

き-みんなで思考 🔪 4 授

3 「ストーリー」をつくる

カード同士をつなげ、「ストーリー」としてまとめられます。「ストーリー」はスライドショーのように再生 できます。



ストーリーから切り離す

ストーリー中のカードをタッ プし、[切りはなす]をタッ プすると、カードをストー リーから切り離せます。 (カードをドラッグ&ドロッ プでストーリーから切り離す こともできます。)



4 カードを送り合う



カードはユーザー相互に送りあえます。





相手の「マイボード」にカードが送られます。

みんなで思考 4 授業

4 授業の後に

6 著作権について

2 カードを受け取る

他の人からカードが送られてくると、「マイボード」のふたばメニューに受信したカード数がバッジで表示されます。





作成したカードやストーリーを先生に成果物として「提出BOX」に提出できます。 「提出BOX」ではみんなの提出物が表示されるので、子ども同士の学び合いにもつながります。







2 授業-個人で思考

人で思考 3 授業-

3 授業-みんなで思考

4 授業の後に



で思考 3 授業-みん

業-みんなで思考 🔪 👍 授業



「授業一覧」から制御

該当授業の […] をタップし、授業一覧から [提出BOX設定] を選択して制御できます。 →授業メニュー p.18



2 提出する	子ども で き ま す の 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
カードをふたばメニューに ドラッグ	
2[提出BOX]にカードをドロップ ―	
受付状態が「停止中」になっている場 該当の「提出BOX」は表示されません	+ ##-W-Ac6 5年1組-1時間目:短調 (* ##-W-Ac6 5年1組-1時間日:短調 (* ##-W-Ac6 5年1組-1時間日:短調 (* ##-W-Ac6 5年1組-1時間日:短調 (* ##-W-Ac6 5年184-154555 (* ##-W-Ac6 5年184-15455 (* ##-W-Ac6 5年184-15455 (* ##-W-Ac6 5年184-15455 (* ##-W-Ac6 5年184-15455 (* ##-W-Ac6 5年184-15455 (* ##-W-Ac6 5 (*
 3 「提出BOX」を選択 ―― 	2655 2655 Risk (2003) Risk (20
4 [ここに提出する] そメック 提出は複数回できます。(複数回提出したな	場合は提出履歴としてそれぞれの提出物を[提出BOX]で確認できます。
先生には「通知」と「バッジ」 で子どもからの提出をお知らせ します。	
**いずれも先生のみに表示 新着 提出	● 1000000000000000000000000000000000000

2 授業-個人で思考

2 授業-個人で思考 3 1

みんなで思考 🔰 🥁 授業

4 授業の後に

6 著作権について



「提出BOX」(提出物一覧)の見方

先生と子どもで一部機能や表示が異なります。



・個人で思考 3 授

きみんなで思考 🔪 4 授業の

提出物の見方

先生と子どもで一部機能や表示が異なります。



−括選択の見方

先生と子どもで一部機能や表示が異なります。







_{授業で使う} みんなで思考

「みんなのボード」を使う



1	「みんなのボード」とは p	.62
2	先生 制御の設定 p	.64
3	共同編集	.67
4	コメント、リアクション p	.76
5		.78



協働学習は「みんなのボード」で。カードの共同編集をできるだけでなく、お互いにコメントを送ることもできます。







先生が「みんなのボード」の利用を制御できます。 「みんなのボード」の利用自体を制限したり、「みんなのボード」上での編集やコメント・ リアクション、集計機能の利用を制限するなど、授業に合わせて柔軟に設定できます。

→ p.64

6 著作権について











▼ 授業設定(p.11)



)前に 2

3 授業-みんなで思考





カードやボードを共同で編集できます。







2 背景画像を利用して、考えをまとめる



組織図やベン図など、情報を整理するためのさまざまな図表(「思考ツール」)を背景画像として挿入できま す。「思考ツール」の設定は先生のみ操作できます。





	ボードの閲覧・編集が禁止されている場合、	以下の編集・追加用のメニューはすべて非表示またはタップ不可になります。
--	----------------------	-------------------------------------



名称変更、複製、削除

ボード名の横にある[…]をタップすると、ボードの編集メニューが表示されます。 [削除] 以外は子どもも操作できます。




「みんなのボード」から「マイボード」へカードを送る



「みんなのボード」で、カードをふたばメ ニューにドラッグ















→ p.65

カードにリアクション(スタンプ)を送ったり、コメントを書き込んだり、子ども同士でフィードバッ クし合ったりできます。

1 リアクションを送る	制限可 リアクションを禁止できます。 → p.65
 カードをタップ ————————————————————————————————————	
 2 [リアクション] をタップ リアクションが禁止されている場合は 	I = 0 = 0 / / 2 = 100 × 5 c
 3 リアクションスタンプを選択 リアクションスタンプが送られます。 	

誰からのリアクションか確認できます。 コメント みんなの カードメニューの [コメント] リアクション をタップすると、画面右に「み ٢ ← 前にもどる 2年5組 - 2024年3月11日1時間目の授業 んなのリアクション」が表示さ マイボード みんなのボード 授業設定 提出BO) #-1-1-4 *** + = れます。 + クイックメニュー みんなのリアクション **送** 集計 「みんなのリアクション」に、 あなた 自 そのカードに送信されたすべて • # 凸 🗉 … ැමී みらい はじめ +1 のコメント、リアクションとそ $3 \times 2 = 6$ のユーザー名が表示されます。 +2= 良いと思いました。 6人 6年1組 みらい はじめ (面 🗳 1 🋞 1 A 6年1組 みらい はじめ 「授業設定」で名前表示が 分かりやすい!! OFFになっていても、投稿者 の氏名が表示されます。 ß コメントおよびリアクション ¥ の氏名は非表示にできません。



「キーワード集計」「選択肢集計」「ピン集計」の3つの集計機能で、子どもの意見やアイデアを集計 できます。



1 キーワード集計

「みんなのボード」上のカード中にあるテキスト※を集計し、ワードクラウドで可視化します。どんな意見
 や回答が多いかを単語で確認しつつ、その単語を含むカードの作成者を確認できます。
 ※手書きの文字は集計されません。



こんな授業に:自由記述の回答から、多様な考え方をビジュアル(ワードクラウド)で理解し、学び合う。
 または、子どもの集計利用を制限したうえで、クラスの理解度を測る。



「マイボード」で作業している場合は、カードを「みんなのボード」に送る



集計元のテキストに**絵文字**が含まれている可能性があります。<mark>絵文字を削除</mark>するよう指導し、再集計してください。



「みんなのボード」上のカード中にある選択肢を集計し、グラフで可視化します。回答の分布をグラフで確認しつつ、その回答をした子どもを確認できます。

• **こんな授業に**: 選択式の回答から、多様な考え方をグラフで理解し、学び合う。または、子どもの集計利用 を制限したうえで、クラスの理解度を測る。

1 集計元のカードを作成する

選択肢はテキストまたは画像で設定できます。選択肢の数も任意に設定できます。

授業の前に 2 授業-個人 ^{で思考}	3 授業-みんな ^{で思考}	4 授業の後に	5年度の終わりに	6 著作権について
		選択肢編集		×
「選択肢」および「回答方式」を選掛	R 9	選択肢	•	
		回答方式	 単一選択 ○ ○ ○ ○ 	→ 複数選択
[>] をタップ			• = 1/2	
選択肢タイトルを入力し、選択肢を 選択肢となるテキストを入力または画像を過	設定 _{選択します。}		ಕಿ23	配置する
	【 選択肢」および「回答方式」を選択 [>] をタップ 選択肢タイトルを入力し、選択肢を 選択肢となるテキストを入力または画像を選	「選択肢」および「回答方式」を選択 [>]をタップ 選択肢タイトルを入力し、選択肢を設定 選択肢となるテキストを入力または画像を選択します。	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 使来-みんな33 1 をおのまし 1 をおのまわし 「選択肢」および「回答方式」を選択

カードに選択肢が配置されます。配置したアイテムは複製や削除、回転など基本の操作ができます。

7 作成したカードを対象の子どもに送る

- 「マイボード」「みんなのボード」のいずれに送っても操作できます。
- マイボードから送る場合:「カードを送り合う」p.49
- みんなのボードから送る場合:「みんなのボード」でのカードの送り合い p.72

🤥 「マイボード」で作業している場合は、カードを「みんなのボード」へ送る

[グラフ]をタップするとグラフ表示に戻ります。

ピン集計

「みんなのボード」上の集計用画像にあるピンを集約します。ピンの分布状況を図上で確認しつつ、そのピンを配置した子どもを確認できます。

 こんな授業に:ピンの分布から、多様な考え方を視覚的に理解し、学び合う。または、子どもの集計利用を 制限したうえで、クラスの理解度を測る。

1 集計元のカードを作成する

ピンを配置するための画像をカードに配置し、「集計用画像」に変更します。

- 「マイボード」「みんなのボード」のいずれに送っても操作できます。
- マイボードから送る場合: 「カードを送り合う」p.49
- みんなのボードから送る場合:「みんなのボード」でのカードの送り合い p.72

思考 4 授業の後に

1	授業後にできること p.90
2	<u>先生</u> 提出物へのフィードバックと返却 p.91
3	子ども 宿題に取り組む p.98
4	<mark>カードの保存</mark>
5	カードやBOXの整理
6	先生 他の学校にカードを送る (共有コード) ・・ p.106
7	子ども 自主学習に使う p.109

人で思考 3 授業-みんた

授業後にできること

放課後など授業の後に、子どもからの提出物を評価したり、カードの整理をしたりできます。 ※いずれの作業も、授業後だけでなく授業中などいつでも操作できます。

フィードバック(評価やコメント)の入力

提出物に対し、さまざまな形でフィードバックできます。

「スタンプ」「コメント」「ペン」は子どもへ公開されます。「評価」のみ、子どもに公開されません。

個別に評価する

「新聞では、下記の街 全体評価 知識・ は 半	「川」豆球られし	· v ' み ヺ o			括削除	
□ 丸識・投能 □ 思考・判断・表現 □ 主体的に学習に取	り組む態度			入力て肖	」済の評価をすべ 別除できます。 	
[評価] をタッフ	° \		評価		一括削除	
(← mcers) 提出物		۹ ۵		評価		
	3 × 12	7 € -500 2538 ★★★★ ★	¥ت 1	ント		観点を開 します。
	6入	2550万派定で255 (2550万派定) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (2550万派) (25507 (25507)	知識	・技能	•	
응, 141828 141828 이 16% (201899):			思考	·判断·表現	•	
			主体	的に学習に取り組む態度	$\overline{\bullet}$	
 2 評価を入力 ── ★での5段階評価 3 [保存] をタッフ 	五のほか、コメン ?	トも入力できます。		④ 新規追加	✓ 保存	
 2 評価を入力 (★での5段階評価 3 [保存]をタッフ 新規追加 学校や先生の独自観点を 	五のほか、コメン 。 :追加できます。	トも入力できます。		① 新規追加	✓ 保存	
 2 評価を入力 ★での5段階評価 3 [保存]をタッフ 新規追加 学校や先生の独自観点を 	町のほか、コメン 。 -近別 のできます。 - 近別 の	トも入力できます。	ップして表示され	① 新規追加 3 る新規観点エリアで	✓ 保存 S [▼] をタッフ	ç
 評価を入力 ★での5段階評価 【保存】をタッフ 【保存】をタッフ 新規追加 学校や先生の独自観点を 評価 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 	五のほか、コメン 。 :追加できます。 ・ ・	トも入力できます。 1 [新規追加]をタ 2 [評価観点を追加 _{選択}	ップして表示され ・削除]をタップ ※ [共通設定	 ◆ 新規追加 3 る新規観点エリアで (p.10)からも評価額 	<mark>✓ 保存</mark> で [▼] をタッフ ³ 点を追加・削除でき	е : ます。
 評価を入力 ★での5段階評価 【保存】をタッフ 【保存】をタッフ 第構見 第4時の 第4時の	五のほか、コメン 。 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	トも入力できます。 「新規追加]をタ [評価観点を追加) 選択 任意評価観点をの1 	ップして表示され ・削除]をタップ ※ [共通設定	 新規追加 新規追加 3 る新規観点エリアで (p.10) からも評価額 	◇ 保存 ・ [▼] をタッフ 視点を追加・削除でき	و : ます。
 評価を入力 ★での5段階評価 【保存】をタッフ 【保存】をタッフ 第規追加 学校や先生の独自観点を 評価 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評価観点テキスト 運択 	西のほか、コメン 。 	トも入力できます。 1 [新規追加]をタ 2 [評価観点を追加 選択 任意評価観点その1 任意評価観点その2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ップして表示され ・削除]をタップ ※ [共通設定	 新規追加 新規追加 新規観点エリアで (p.10)からも評価額 	◇ 保存 で [▼] をタッフ 3点を追加・削除でき	タ : ます。
 評価を入力 ★ での5段階評価 【保存】をタッフ 【保存】をタッフ 新規追加 学校や先生の独自観点を 評価 第一個 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評価編点テキスト 選択 エント コメント コメント<td>五のほか、コメン 。 </td><td>トも入力できます。 1 [新規追加]をタ 2 [評価観点を追加 選択 任意評価観点をの1 任意評価観点をの3 、 評価観点を追加・開開</td><td>ップして表示され ・削除]をタップ ※[共通設定</td><td> 新規追加 新規追加 る新規観点エリアで (p.10)からも評価額 </td><td>◇ 保存 で [▼] をタッフ st点を追加・削除でき</td><td>8 : ます。</td>	五のほか、コメン 。 	トも入力できます。 1 [新規追加]をタ 2 [評価観点を追加 選択 任意評価観点をの1 任意評価観点をの3 、 評価観点を追加・開開	ップして表示され ・削除]をタップ ※[共通設定	 新規追加 新規追加 る新規観点エリアで (p.10)からも評価額 	◇ 保存 で [▼] をタッフ st点を追加・削除でき	8 : ます。
 評価を入力 ★ での5段階評価 【保存】をタッフ 【保存】をタッフ 第精規追加 学校や先生の独自観点を 評価 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む趣度 評価観点テキスト 選択 エント スント スント スント スント スント スント スント スント マント (今)新規追加 (少) (少)	五のほか、コメン 。 ::追加できます。 ~ ~ 	 トも入力できます。 「新規追加]をタ [評価観点を追加 選択 任意評価観点をの1 任意評価観点をの2 (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) (注意評価観点をの2) 	ップして表示され ・削除]をタップ ※[共通設定 「保存する」をタ	 新規追加 新規追加 る新規観点エリアで (p.10)からも評価額 	✓ 保存 C [▼] をタッフ 3点を追加・削除でき	e = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
 評価を入力 ★での5段階評価 【保存】をタッフ 【保存】をタッフ 第規追加 学校や先生の独自観点を 評価 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評価観点テキスト (要) (要) 新規追加 (要) (要) 新規追加 (要) (要) (要) 新規追加 (要) ((p) (p) (p	五のほか、コメン 。 - :追加できます。 - ご - ら - ら - ら - ら - ら - ら -	 トも入力できます。 「新規追加」をタ 「評価観点を追加 「評価観点を追加 「注意評価観点をの1 任意評価観点をの2 任意評価観点をの3 」 「評価観点をの3」 「評価観点をの3」 「評価観点をの3」 「評価観点をの3」 	ップして表示され ・削除]をタップ ※ [共通設定 「保存する」をタ	 新規追加 3 る新規観点エリアで (p.10)からも評価額 (p.10)からも評価額 た生や学年独自 合にお使いくだ 追加した観点は 	✓ 保存 ぐ [▼] をタッフ 3点を追加・削除でき う評価観点がある ざい。 、 他の授業でも表	e ます。 場

個人で思考 3 採

2 子どもに返却する

フィードバックを入力したカードを子どもの「マイボード」に返却できます。

- 子どもにはふたばメニューにバッジを表示することで、カードが送信されたことを通知します。
- ふたばメニューをタップすると、届いている返却カードが「マイボード」に配置されます。

Н

1 授業の前に 2 授業-個人で思考 3 授業-みんなで思考

4 授業の後に

安全な利用のために、前もって「授業設定」(下記の手順)で「**先生が授業画面を開いていないときの子ども** の操作」を「不可能」に設定してください。

子どもの作業: 宿題に取り組む

子ども

通常どおり、その授業の「マイボード」で作業します。「マイボード」上でのカードやストーリーの作成、提 出BOXへの提出や、カードBOXの操作ができます。

※「みんなのボード」の利用および子ども同士のカードの送り合いのみ禁止されています。

しで思考 3 授

4 カードの保存

- 「カードBOX」は授業を横断して利用 できるBOXです。
- 「マイボード」「みんなのボード」
 「提出BOX」はその授業の固有のもの ですが、「カードBOX」はその授業に
 限らずすべての授業に共通で利用でき ます。
- 次の授業で使いたいカードの保存や、
 授業のまとめのカードを成果物として
 保存するときなどに利用できます。
- 「カードBOX」には「学校BOX」「学 年BOX」などの共有BOXと、自分だけ のプライベートな「じぶんBOX」があ ります。カードBOXの構成については、 p.42を参照してください。

で思考 3 授

4 授業の後に

6 著作権について

5 カードやBOXの整理

- 増えたカードは「カードBOX」で整理できます。
- BOXも追加できます。(※子どもは「じぶんBOX」配下のみ)

2 移動			
- 先生が移動できるカード:		カードメニュー	
・すべてのカード		複製	
合 子ども が移動できるカード:		移動	
 「じぶんBOX」内のカード 「じぶんBOX」以外のBOXに自分で保存したカード 			
		削除	
┃ カードメニューの[移動]をタップ ────			
	 ◆ MICR28 カードBOX ○ 保存者称示 ⑦ ○ 広ぶんBOX ○ 保存者称示 ⑦ 		
2 移動先のBOXをタップ ――			
	1#2#BOX ✓ 2#BOX 2#TINBOX		
	2年2編80X 3年80X		
3 [表示中のBOXに移動]をタップ ――――	3#11880X	表示中のBOXに移動) キャンセル)
カードが移動します。			
ドラッグ&ドロップでも移動できます。	€ ВСАЕЗ Л−КВОХ	v	
BOX一覧ヘカードをドラッグ&ドロップして移動でき	ます。 #LABOX #EBOX #RBOX		3×2=6 62
	9€80X ▼ >18807 × 2 = 6 ×	2 - 6 3 × 2 - 6	
	182 1860X 6.4	bb- policium an esta an esta an esta an esta	
	241 HEROX		
3 削除			
先生 が削除できるカード:	▼ カードメニ	ı-	
	複製		
 子ども^{が削除できるカード}: 「じぶんBOX」内のカード 	ī∕Jīsh		
	修理		
●「じぶんBOX」以外のBOXに自分で保存したカード			

2 BOXの整理(BOX名編集、複製、移動、削除)

「**システムBOX**」はBOX名編集、 複製、移動、削除できません。

- デフォルトで存在する各BOX(「学校BOX」 「学年BOX」「クラスBOX」「じぶんBOX」 「先生BOX」)は「システムBOX」です。
- 「システムBOX」はBOX名編集や複製などが できませんが、「システムBOX」内には自由 に新規のBOXを作成できます。

3年BOX

	移動		
	 先生が移動できるBOX: すべてのBOX ※「システムBOX」を除く 		▼ BOXメニュー BOX名編集
	 子どもが移動できるBOX: 「じぶんBOX」内のすべてのBOX 		複製
1	BOXメニューの[移動]をタップ ――――		削除
2	移動先のBOXをタップ ————————————————————————————————————		
3	[表示中のBOXに移動] をタップ BOXが移動します。	372800	
	ドラッグ&ドロップでも移動できます。	← місело カードВОХ ↓	۵ ا
	BOX一覧へBOXをドラッグ&ドロップして移動できます。	covy #LL-BOX FLL-BOX PEBOX P97-BOX 97	•••••••••••••••••••••••••••••
4	削除		
	先生 が削除できるBOX:	▼ BOXメニュー BOX名編集	
	 すべてのBOX 		

A 削除したBOXは元に戻せません。

- 「共有コード」を利用して、他の学校にカードを送れます。
- 転勤する際に、転勤先の学校のオクリンクプラスでも使いたいカードがある場合などにも「共有コー ドーをご利用ください。
- 共有にあたっては、著作権や個人情報保護の観点から十分ご注意ください。
- ●「共有コード」の利用可否は自治体用のミライシード管理者メニューで設定されています。管理者メ ニューでの設定によっては表示されません。

-切

他の <だ

同意する

※共有コードの有効期限を過ぎると、カード共有ができなくなります。
※自治体によって共有コード機能が制限されている場合があります。その場、
自治体の学校が送信したカードの共有を受けることができませんので、ごご

もどる

✓ 上記の内容を確認及び理解した上で、同意します

さい。

4 共有したいBOXやカードを選択

- BOXを選択すると、BOXに入っているカードがすべて共有されます。ただし、自分がそのBOXに保存したカードに限られます。 (他の先生・子どもが保存したカードは共有されません。)
- 1回の共有につき100枚まで選択できます。
 100枚以上選択されている場合は共有コードを発行できません。
- 共有先の端末のOSやインストールされて いるソフトウェアによっては、カードに配 置されているファイルが開けないことがあ ります。
- 集計用画像のピン、選択肢の回答はクリア された状態で共有されます。

[次へ]をタップ-

7 [コピー]をタップし、共有したい相手にメール等で連携 -

共有コートの有効 新阪は 光1]	← 前に623 共有コードを発行する	= ¢ @
日から90日です。また、共有 される内容はコード発行時点	共有コードが発行されました	
のもので、コード発行後に更 新されたカードやBOXの内容 は連携されません。	名称 2024/05/31 說明 道徳 作成日 2024/05/31 有効期限 2027/05/31	
	pt9ZybrQOwAms1yXLiGt5KZ =	
	共有コードTOPにもどる	
二次元コードを相手に連携して	共有することもできます。	
二次元コードを相手に連携して 発行済みのコード	共有することもできます。	▼ 共有コードTOP
二次元コードを相手に連携して 発行済みのコード 発行した共有コードは、「ま います。	共有することもできます。	▼ 共有コードTOP ● 0 ● 0 ● 0 ● 0 ● 0 ● 0 ● 0 ● 0
二次元コードを相手に連携して 発行済みのコード 発行した共有コードは、「ま います。	共有することもできます。 キ有コードTOP」画面の一覧に表示されて	



子どもでも、「授業一覧」に自主学習用の授業を作成できます。課外の時間でオクリンクプラスを使って考えたいときに利用できます。

▼ オクリンクプラスTOP (時間割)



 3 授業名を入力し、[作成する]をタップ
 授業名
 キーワードを入力

 もどる
 作成する

「**自分用ボード**」として授業画面が開きます。 先生が作成した授業での「マイボード」と同 様に、カードの作成・ボードの編集などがで きます。

※ 子どもが作成した授業には、「みんなのボード」お よび「提出BOX」は表示されません。また、カード の送信先に「みんな」および「提出BOX」を選択で きません。





5 年度の終わりに

1	新年度での子どものBOX	p.111
2	過去年度の授業	p.112



- 管理者の操作によってミライシードのシステム年度が新年度になると、子どものBOXに新年度での学 年BOXとクラスBOXが自動的に作成されます。
- 前年度での学年BOXやクラスBOXも、継続して利用できます。





- 管理者の操作によってミライシードのシステム年度が新年度になると、新年度での授業を作成できる ようになります。(システム年度が変わるまでは、新年度での授業は作成できません。年度が変わるタイミングは、 御校管理者にお問い合わせください。)
- また、システム年度が変わり、過去年度のものとなった授業は一部操作ができなくなります。各画面で操作できなくなる機能については、次ページ以降を参照してください。



過去年度の授業を表示するには

過去年度の授業は、「授業一覧」から表示できます。



▼ オクリンクプラスTOP(時間割)

4 授業の後に

5 年度の終わりに

過去年度の授業で、操作できなくなること





提出BOXへの提出
 「みんなに」への送信

みんなの	Dボード	
先生	下記の操作ができなくなります。 (← #ICE20) 6年1組 - 2024年10月15日1時間目の授業	= 4 @
	マイボード 1000000000000000000000000000000000000	29 AUTE
		Ī
	 授業設定の変更 設定を変更できなくなるほか、諸設定が上書きされます(上書きされる内容はp.113参照)。 クイックメニューの制御設定の変更 「子どもの操作制限」エリアが表示されなくなります。 提出BOXへの提出 	
子ども	<u>閲覧以外</u> のすべての操作ができなくなります。 ※ボードやカード、ストーリー、集計結果の閲覧に限り操作できます。 ← MICEとる 1年1組 - わり算 マイボード 000000000000000000000000000000000000	¢ @
	$\frac{1}{2} \times 3 = 6$	

カードの編集、削除、送信や、**リアクション、ボードの追加、集**計など、閲覧以外の操 作ができません。

提出BOX	(
先生	下記の操作がで ← miceどる 提出BOX(空 マ1ポードにもどる 単世	きなくなります <mark>提出BOX1</mark> 提出物の公開			E A G -Kar Kr	-1
	提出BOX1 String	提出者情報の公開 全員に公開	公開 6	2×3=6 6L	2×3=6 6L	評価と観点
	提出者情報の公開 全員に公開 ・ 先生のみに公開 	・ <!--</th--><th></th><th>1年1組3番 田中太郎 ① ② ②</th><th>1年1組4番 田中太郎</th><th>スタンプ</th>		1年1組3番 田中太郎 ① ② ②	1年1組4番 田中太郎	スタンプ
	+ #6981762	2 × 3 = 6 62	2 × 3=6 62	2×3=6 62	2×3=6 62	コメント
	3	1年1組5番 田中太郎 ② ③ ◎	1年1組6番 田中太郎 ② ③ ◎	1年1組8番 田中太郎 ② ③ ◎	1年1組7番 田中太郎 ② ③ ◎	マイボードに複製
		2×3=6 62	未提出	未提出	未提出	提出カード履歴
			1年1組9番 田中太郎	1年1組10番 田中太郎	1年1組11番 田中太郎	削除 4

- 1 提出BOX設定の変更
- 2 サイドバーでの提出BOX設定の変更(すべて「停止中」になり、設定項目が表示されなくなります)
- 3 提出BOXの新規作成



現年度と同様に操作できます。



6 著作権について

で思考 3 授業-ス

** 4 授業の後に

5 年度の

著作権について

教材をご利用いただくに当たっての、「著作権」に関するご確認事項を記載しております。 必ずお読みください。 2025/3 ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部

1 本教材の著作権につきまして

- 本教材の著作権は、株式会社ベネッセコーポレーションに帰属します。
- 教材内で使用しています一部の文章・写真等の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属します。
- 本教材の複製・修正に際しましては、著作権法で定めます許諾の不要なケースを除き、弊社及び著作権者への許諾申請をお願いします。
 - 【許諾の不要なケース(一部)】
 - ・私的使用のための複製(第30条)
 - ・図書館等における複製(第31条)
 - ・引用(第32条)
 - ・教育機関における複製等(第35条)
 - ・試験問題としての複製等(第36条)

2 学校教育で認められている複製等につきまして

- 上記の「許諾の不要なケース」の内、「著作権法第35条」で規定されています、教育機関で認められている他 者の著作物の使用につき、次ページでポイントを絞ってご説明します。
- 詳細は、次々ページに掲載しています運用指針をご確認ください。
- 最新の情報については https://sartras.or.jp/unyoshishin/ をご確認ください。
- なお、「著作権法第35条」は下のとおりです。

著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び 授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認めら れる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては送 信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるも のを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複 製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる 場合は、この限りでない。

2前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を 著作権者に支払わなければならない。

3前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該 授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用 する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用す る場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公 衆送信を行うときには、適用しない。

※著作権法の定めにより、授業目的公衆送信補償金制度は著作隣接権に対しても準用されます。

※「引用」などの権利制限規定が適用される場合には、無許諾で利用できます。なお、本条のほか、デジタル方式による私的 録音録画(30条2項)、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載(33条、33条の2、33条の3)、 営利目的の試験への複製・公衆送信(36条)、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し(38条5項)等につい ては補償金の支払いが必要です。

なで思考 4 授業の後に

3 学校での利用方法のポイント

学校等で、「教育を担任する者及び授業を受ける者」が、「その授業の過程」で使用する場合に、「著作権者の利益 を不当に害する」ことがない場合、他者の著作物を複製等することができます。

| 教育を担任する者及び授業を受ける者

- 実際に授業を行う方と授業を受ける方です。
- 授業を行う方がご自分の授業で使用するために複製することが認められています。別の方(別の先生や教育委員会など)が他者の著作物を複製して作成したプリント等を共有して使うといったケースは、これに該当しません。

2 その授業の過程

「授業」には、教科・科目の授業だけでなく、学校行事やクラブ活動などの特別活動も含まれます。学校の教育計画に基づかない自主的な活動は含まれません。

3 必要と認められる限度

- 授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要 があります。
- 「必要と認められる限度」は授業の内容や進め方等の実態によって異なるため、外形だけで判断するのでは なく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要があります。
- 「必要と認められる限度」に含まれるとしても、後述の⑨-1「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当する場合には、権利は制限されず許諾を得ることが必要となります。

参考資料:改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版) https://forum.sartras.or.jp/info/005/

っりに 6 著作権について

4 改正著作権法第35条運用指針 (令和3 (2021) 年度版)

https://forum.sartras.or.jp/info/005/

2020年12月より

(この運用指針は、2021年度からの「授業目的公衆送信補償金制度」の本格実施に際して適用されるべきものとして、 文化庁の助言を受けながら、教育関係者、有識者、権利者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」 が作成したものになります。)

1.用語の定義

①「複製」

手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を 有形的に再製することをいいます(著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送 の利用についても同様です)。

該当する例	 ・黒板への文学作品の板書 ・ノートへの文学作品の書き込み ・画用紙への絵画の模写 ・紙粘土による彫刻の模造・コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー ・コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存 ・オーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存 ・パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存 ・著作物のファイルのサーバへのデータによる蓄積(バックアップも含む) ・テレビ番組のハードディスクへの録画・プロジェクターでスクリーン等に投影した映像データを、カメラ やスマートフォンなどで撮影すること
-------	--

②「公衆送信」

放送、有線放送、インターネット送信(サーバへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること (「送信可能化」を含む))その他の方法により、不特定の者または特定多数の者(公衆※)に送信することをいい ます(著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、 レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこ れに相当します)。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内(同一の構内)に設置されている放送設備やサーバ(構外からア クセスできるものを除きます)を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例	 ・学外に設置されているサーバに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信 ・多数の履修者等(公衆)への著作物のメール送信 ・学校のホームページへの著作物の掲載 ・テレビ放送 ・ラジオ放送
-------	---

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

③「学校その他の教育機関」

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令(地方自治体が定める条例・規則を含む)に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。

該当する例 (カッコ内は根 拠法令)	 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、 各種学校、専修学校、大学等(学校教育法) 防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関(各省の設置法や組織 令など関係法令等) 職業訓練等に関する教育機関(職業能力開発促進法等) 保育所、認定こども園、学童保育(児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律) 公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育 施設(社会教育法、博物館法、図書館法等) 教育センター、教職員研修センター(地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) 学校設置会社経営の学校(構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、 特例で教育機関に該当)
該当 <u>しない</u> 例	 ・営利目的の会社や個人経営の教育施設 ・専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾 ・カルチャーセンター ・企業や団体等の研修施設

④「授業」

学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担任する者が学習者に対して実施する教育活動 を指します。

該当する例	 ・講義、実習、演習、ゼミ等(名称は問わない) ・初等中等教育の特別活動(学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、 その他)や部活動、課外補習授業等 ・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動 ・教員の免許状更新講習・通信教育での面接授業¹、通信授業²、メディア授業³等 ・学校その他の教育機関が主催する公開講座(自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照 らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する) ・履修証明プログラム⁴ ・社会教育施設が主催する講座、講演会等(自らの事業として行うもの)
該当 <u>しない</u> 例	 ・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等 ・教職員会議 ・大学でのFD⁵、SD⁶として実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供 ・高等教育での課外活動(サークル活動等) ・自主的なボランティア活動(単位認定がされないもの) ・保護者会 ・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①~③は、授業の過程での行為とする。

①送信された著作物の履修者等による複製

②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製

③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※高等専門学校は高等教育機関だが、中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分 が当てはまる。

⁵ Faculty Development。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み

⑤「教育を担任する者」

授業を実際に行う人(以下、「教員等」)という)を指します。

該当する例 ・ 教諭、教授、講師等(名称、教員免許状の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない)

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形 で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。

⑥「授業を受ける者」

教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人(以下、「履修者等」という)を指します。

該当する例 ・ 名称や年齢を問わず、実際に学習する者(児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者等)

※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形 で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

[|]通学制の大学と同様の授業

²教科書等(インターネット配信を含む)で学んで添削指導や試験を受ける授業

³ インターネットを通して教員と学生が双方向でやりとりして学ぶ授業。リアルタイムに行う「同時双方向型」と、サーバにコンテンツを置く「非 同時双方向型」がある。

⁴ 社会人等の学生以外の者を対象とした教育プログラム。修了者には学校教育法に基づく履修証明書が交付される。

⁶ Staff Development。職員を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み

⑦「必要と認められる限度」

「授業のために必要かどうか」は第一義的には授業担当者が判断するものであり、万一、紛争が生じた場合に は授業担当者がその説明責任を負うことになります(児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用 される限り授業の管理者が責任を負うと考えるべきです。)。その際、授業担当者の主観だけでその必要性を判断 するのではなく、授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明 できる必要があります。例えば、授業では使用しないものの読んでおくと参考になる文献を紹介するのであれば、 題号、著作者名、出版社等を示せば足るにもかかわらず、全文を複製・公衆送信するようなことについて、必要性 があると説明することは困難です。また、大学の場合、教員が学生に対して、受講に当たり教科書や参考図書とし て学生各自が学修用に用意しておくよう指示した書籍に掲載された著作物の複製・公衆送信も、一般的には「必 要と認められる限度」には含まれないと考えられます。

「必要と認められる限度」は授業の内容や進め方等の実態によって異なるため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要があります。

また、「必要と認められる限度」に含まれるとしても、後述の⑨「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」 に該当する場合には、権利は制限されず許諾を得ることが必要となります。

⑧「公に伝達」

公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

・授業内容に関係するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置された ディスプレイ等で) 等に視聴させる。
--

⑨「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

改正著作権法第35条では、著作権者等の許諾を得ることなく著作物等が利用できる要件を定めていますが、 その場合であっても著作権者等の利益を不当に害することとなるときには、補償金を支払ったとしても無許諾では 複製や公衆送信はできません。これは、学校等の教育機関で複製や公衆送信が行われることによって、現実に市 販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意 する必要があるからです。つまり、「教育機関において行われる複製や公衆送信」、「教員又は授業を受ける者に よる複製や公衆送信」、「それが授業の過程で利用されるもの」、「授業のために必要と認められる限度の複製や 公衆送信」という要件のすべてを満たしていても、著作権者等の利益を不当に害することとなる場合にはこの規 定は適用されず、著作権者等の許諾を得ることが必要になります。

以下では、著作権者等の利益を不当に害することとなるかどうかのキーワード(著作物の種類、著作物の用途、 複製の部数、複製・公衆送信・伝達の態様)ごとに基本的な考え方と不当に害すると考えられる例を、初等中等 教育と高等教育に分けて説明します。

説明の中で、「不当に害する可能性が高い(低い)」という書き方をしているのは、この運用指針で示す事例が 確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではないからです。関係者の見解の相違があっ た場合には、個々のケースごとに、利用者がその行為について授業の目的に照らして必要と認められる限度であ ることを客観的に説明し得るか、又は権利者がその利益を不当に害されたことを客観的に説明し得るかによって 判断せざるを得ません。また、示した例は典型的なものであり、これらに限られるものではありませんので、ここに あげられていないケースについては「基本的な考え方」や典型例を基にして個別に判断する必要があります。どの ような場合に不当に害することになるかについての「基本的な考え方」は、教育関係者がこれに委縮して利用を 躊躇してしまうことは改正法の意図するところではありませんが、逆に学習者にとって良かれと思ってというような 安易な発想に立つのも禁物です。⑦で述べたように、当該教育機関の目標やねらいに照らして必要と認められる 限度で著作権者等の権利が制限されますが、その範囲の利用であっても、その行為が社会における著作物等の 流通にどのような影響を及ぼすかについて留意する必要があります。本項は、それを考えるために「基本的な考え 方」を整理したものです。このような構造と考え方を理解していただけると、ICT活用教育に伴う著作物利用につ いて、相当 円滑に進むものと考えられます。

なお、ここに示したのは、第35条の規定に関する考え方であり、教育活動の中では、引用など他の規定の適用 を受けて著作権者等の許諾を得ることなく著作物等を利用できる場合があります。

⑨- | 初等中等教育

基本的な考え方

■著作物の種類■

- 著作物の種類によって、そもそもこの規定を適用することが適切ではないものがあります。例えば「プロ グラムの著作物(アプリケーションソフトウェア)」です。学習用の市販のアプリケーションソフトウェアを 一つだけ購入し、もしくは、「ライセンスのみ購入し、それを学校の複数のPCにコピーして使用したり、児 童・生徒に公衆送信して提供したりすることは、プログラムの著作物という種類に照らして著作権者等 の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。
- この規定により著作権者の許諾を得ずに著作物を複製又は公衆送信する場合、複製又は公衆送信で きる分量について「授業において必要と認められる限度において」と定められているところ、この要件を 充足した場合であっても、市場での流通を阻害するような利用が著作権者等の利益を不当に害するこ ととなりかねないことを考えると、著作物の種類によっては著作物の全体が利用できるのか、部分の利 用に限られるのかが異なることもあります。このことについてどの著作物の種類が全部の利用ができる か、あるいはそうでないかを網羅的・限定的に示すことは困難ですが、例を挙げながらその考え方を示 します。

短文の言語の著作物、絵画及び写真の著作物などの場合は、全部の利用が不可欠であるとともに、部 分的に複製又は公衆送信することによって同一性保持権の侵害になる可能性があります。そのような種 類の著作物であれば、一つの著作物の全部を複製又は公衆送信をしても著作権者等の利益を不当に 害するとは言えない可能性があります。なお、この項でいう「複製又は公衆送信」は、授業に供する著作 物を単体で利用する場合について述べたものであり、授業風景や解説の中継映像などの動画の中で 影像の一部として、又は背景的にこれらの著作物が利用されている場合(専ら著作物等自体を提供す るような行為でない場合)は、著作物の種類に関わらず、著作物の全部が複製又は公衆送信されてい ても著作権者等の利益を不当に害する可能性は低いと考えられます。

- 厳密には「著作物の種類」という観点での区別ではありませんが、著作物の種類とも関連して著作物が提供されている状況や著作物を入手する環境によって、授業の目的で著作物の全部を複製することが、著作権者等の利益を不当に害することに該当する場合もあれば、そうでない場合もあります。以下はそのような観点から考え方を説明します。
 - ・一つのコンテンツの中に複数の著作物が含まれている場合、コンテンツと他の著作物の相互関係に よって著作権者等の利益を不当に害するかどうかの分量が異なることもあり得ます。例えば、放送か ら録画した映画や番組であれば、通常、全部を複製することは著作権者等の利益を不当に害する可 能性が高いので、そのうちの必要な一部分にとどめて複製することが考えられます。その一部分に音 楽や言語の著作物等が素材として含まれていた場合、その一部分の利用が授業のために必要な範 囲であれば、その素材としての著作物等については全部の複製をしていても著作権者等の利益を不 当に害することとなる可能性は低いと考えられます。
 - 著作権者等の利益を不当に害するかしないかを判断する重要な観点は、複製や公衆送信によって 現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることが あるか否かですので、利用者がその著作物を個別に入手(購入)できるかどうか、あるいはその利用 許諾申請を著作権者等に、個別に又は包括的に行うことができるかどうかが一つのカギになります。 相当程度に入手困難かつ、合理的な手段で利用許諾を得ることができない著作物であれば、この 規定の適用を受けて複製できる著作物の分量については全部も可能となるものがあると考えられま すので、個別に判断することが必要と考えられます。

<全部を複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い 例(授業に必要と認められる限度内であることを充足することが前提)>

●採択された教科書中の著作物の利用

※「個々の作品(文章作品や写真・イラスト等)の他に、発行した出版社等による著作物も含まれる。 ※採択された教科書の代替として使用される学習者用デジタル教科書の契約内の利用について も同様。

- ●俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物
- ●新聞に掲載された記事等の言語の著作物
- ●写真、絵画(イラスト、版画等を含む。)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図

■著作物の用途■

 その著作物がどのような目的で作成され、市場でどのように供給されているかによって、著作権者等の利益を 不当に害することもあります。例えば、児童・生徒が全員購入し、利用する目的で販売されている問題集やドリ ルを、児童・生徒の購入の有無にかかわらず、教師が、授業の過程で児童・生徒に解かせるために複製又は 公衆送信するようなことは、当該著作物の本来の流通を阻害することになります。

ただし、例えば、児童生徒がドリルを忘れてしまった際に、ドリルの一部をコピーして渡すというような行為は、 許容されるでしょう。

また、採択していない教科書(採択外教科書)の中の著作物については、採択した教科書(採択教科書)と異なり、原則として、授業に必要な限度の範囲内で、通常の出版物の中の著作物と同様の複製・公衆送信が可能と考えられます。例えば、1冊の採択外教科書の中の多くの著作物を複製・公衆送信する場合は、著作権者の許諾が必要です。

■複製の部数・公衆送信の受信者の数■

 複製部数や公衆送信の受信者の数が、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えるよう な場合は、そもそも「授業のために必要と認められる限度」を超えており認められませんし、併せて著作権者 等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。ただし、授業参観や研究授業の参観者に、授業で配 布する著作物と同一の著作物を配布することは、「必要と認められる限度」と考えられます(⑦「必要と認めら れる限度」を参照)。

■複製・公衆送信・伝達の態様■

- ○「複製の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、仮に全部の複製が認められるようなケースであっても、市販のような様態で製本し、複製することが考えられます。デジタルであるかアナログであるかは問いませんが、その複製物を単体で(教材の用途を超えて)他の利用に供することができるような場合には、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性が高いと考えられます。
- ○「公衆送信の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、学校、教育委員会のホームページや動画共有サービスなど、誰でもアクセスが可能なオープンなネットワーク環境(学校に在籍する教員や児童生徒以外の不特定者が、誰でも受信できるような態様)で公衆送信することが考えられます(この場合は、同時に「必要と認められる限度」の要件も充足しません)。著作権者等の利益を不当に害することがないように公衆送信を行うには、たとえば、授業支援クラウドなどで、IDとパスワードを児童・生徒全員に設定し、限定された児童・生徒のみに公衆送信したり、コンテンツの非公開URLを履修者である児童・生徒のみに伝えたりするなどの方法があります。いずれにせよ、授業の過程で利用することを実質的にコントロールできているかどうかが重要です。
- ○「伝達の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、この規定が授業の過程での利用に係る制限規定であることを考慮すると、授業の履修者以外の者にも見せるような態様で伝達することが考えられます。ただし、オンライン授業で保護者が機器の操作を補助することが必要な場合は、保護者は授業を支援するものと考えられ、著作権者等の利益を不当に害さないと考えられます。(⑥「授業を受ける者」を参照)

<不当に害する可能性が高いため、補償金の範囲では利用できない例>

- 同一の教員等が、ある授業の中で、同一の書籍の中から1回目の授業で第1章、2回目で第2章を複製して 配布するというように、同じ著作物や出版物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量 が当該著作物や出版物の多くの部分を使い、市販物の売れ行きを低下させるようなこと。
- 授業を行う上で、教員等や児童・生徒が通常購入し、提供の契約をし、又は貸与を受けて利用する著作物ついて、購入等の代替となるような態様で、複製や公衆送信すること。

利用する著作物ついて、購入等の代替となるような態様で、複製や公衆送信すること。 ・著作物の例

<教科指導>教師用指導書、参考書、資料集、問題集、ドリル、ワークブック、テスト・ペーパー、授業で教材として使われる楽譜、副読本、教育用映像ソフト

ただし、履修者全員が購入していることが確認されている場合であって、問題の解説等を行う目的で付加的 に複製等を行うことは許容される余地がある。

<特別活動等>演劇の脚本、読書会用の短編小説、部活動で使われる楽譜

- 美術、写真など、「不当に害しない可能性が高いと思われる例」において全部の利用が認められている著作物を市販の商品の売上に影響を与えるような品質で提供すること
- 市販あるいは長期間保存できるように製本して配布すること
- 組織的に素材としての著作物をサーバへストック(データベース化)すること